

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：女性保護費 目：女性保護費

事業名 DV被害者支援者資質向上事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 家庭支援係 電話番号：058-272-1111（内 2638）
E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 270千円（前年度予算額：270千円）

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	270	0	0	0	0	0	0	0	270
要求額	270	0	0	0	0	0	0	0	270
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・県内の相談機関におけるDV相談件数は、令和元年度3,489件で、5年前（平成27年度3,346件）と比べ増加している。
- ・DVは潜在化しやすく、誰にも相談できないケースや、自分が被害者であると気づいていないケースもある。また、身体的な暴力だけでなく、精神的や性的暴力もDVであることなど、DVの被害者支援においては、十分な知識の取得と、体制の充実が必要となっている。
- ・県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）が開催する研修（年3回）だけでなく、民間支援団体や施設等（以下「支援団体」という。）が、自主的に実施する研修において、DV被害者支援者の資質向上に継続的に取り組んでいくことで、支援体制のさらなる充実を図る必要がある。

(2) 事業内容

DV被害者支援者の資質向上を目的に、支援団体が実施するDV被害者支援に関する研修事業に対して助成するほか、他団体の開催する研修等に参加する費用について助成します。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県 1/2 (平成 30 年度まで 10/10)

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	270	D V 支援に関する研修事業に対して助成 D V 支援に関する研修に参加する費用に対して助成
合計	270	

決定額の考え方

財政課で記載します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）

(2) 国・他県の状況

- ・平成 23 年度内閣府光をそそぐ交付金を活用し、D V 被害者支援に関わる者の資質向上を目的として、支援団体が実施する研修事業に対し助成を行った。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	DV被害者支援者の資質向上事業費補助金		
補助事業者（団体）	<p>女性保護・DVに関する16施設と民間団体2団体 (理由) DV被害者への支援においては、支援者に求められる役割が大きいことから、支援者の資質向上を図るため、被害者を支援する民間団体や一時保護等を委託している施設を対象とする</p>		
補助事業の概要	<p>(目的) 相談支援体制の充実とDV被害者支援者の資質向上を図るため (内容) DV被害者を支援する民間支援団体及びDV被害者の一時保護等を委託している社会福祉施設が実施又は参加するDV被害者支援者の資質向上のための研修事業に対して助成。</p>		
補助率・補助単価等	<p>定額・定率・その他（例：人件費相当額） (内容) 県1／2 (理由) 「岐阜県DV被害者支援者の資質向上事業費補助金交付要綱」による。</p>		
補助効果	DV被害者支援者向けの研修の開催や、研修への参加を通して、支援者の資質向上が図られた		
終期の設定	<p>終期 令和4年度 (終期到来時の翌年度以降の事業方針) 県内のDV被害相談件数は、令和元年度3,489件で、5年前（平成27年度3,346件）と比べ増加している一方、DVは潜在化しやすく、十分な知識の取得と体制の充実が必要となっており、自主的に実施する研修等において、さらなる支援体制の充実を図る必要がある。</p>		

（事業目標）

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか

県内でDV被害者を支援する支援団体に対して助成し、支援者の研修の機会を増やすことで、資質の向上を図り、精神的なケアなど専門的な支援を必要とするDV被害者に対する支援体制の充実を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H22年度末)	目標 (令和3年度末)	目標 (終期)
①補助団体数	0	7	7

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	331 千円	512 千円	138 千円	(予算額) 270 千円	(要求額) 270 千円
指標①目標	7	7	7	7	7
指標①実績	4	4	4	(推計値) 4	(推計値) 7
指標①達成率	57%	57%	57%	(推計値) 57%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

申請のあった4団体に対し助成を行い、DV被害者支援者向けの研修の開催や、研修への参加を通して、支援者の資質向上が図られた。

(今後の課題)

- 事業が直面する課題や改善が必要な事項

支援団体だけでなく、県や市町村など行政のDV相談担当者についても、資質向上を図り、県全体のDV被害者支援の体制を強化する必要がある。

(事業の評価)

- 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) ○ DV相談件数が増加する中、支援者の専門的知識の取得と資質の向上につながるため、必要性が高い。

- 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 事業の実施により、県外で行われるDV被害者支援者向けの専門的な研修への参加を促進できた。また、支援団体が自ら研修を開催するなど、より専門的な知識の取得と資質の向上が図られた。

- 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) ○ 県外で開催される研修への参加に係る経費について助成することで、より専門的な内容の研修を受講することが可能となり、県内で同一レベルの研修を開催するよりも、効率的である。

(事業の見直し検討)

DV相談件数が増加する中、支援者の専門的知識の取得と資質の向上は必要性が高く、県内で同一レベルの研修を開催するよりも、それぞれの支援内容にあった研修を受けることで、効率的に資質向上を図ることが可能となる。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 県内のDV被害相談件数は、令和元年度3,489件で、5年前（平成27年度3,346件）と比べ増加している一方で、DVは潜在化しやすく、身体的な暴力だけでなく、精神的や性的暴力もDVであることなど、DVの被害者支援においては、十分な知識の取得と体制の充実が必要となっており、自ら実施する研修等において、さらなる支援体制の充実を図る必要がある。